

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年10月24日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	三次市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soumu_m/info/bangouseido_3.html

執行機関名 三次市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	三次市子ども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	56	
③番号法別表第2の項	74	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第2の項 三次市子ども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)によるこどもに係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童手当法(昭和46年法律第73号)第1条	三次市子ども医療費支給条例(平成28年三次市条例第5号)第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項 に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う <u>児童の健やかな成長</u> に資することを目的とする。	第1条 この条例は、こどもの医療に要する費用の一部を、こどもを養育している者に支給することにより、こどもの疾病の早期発見及び治療を促進し、もって <u>こどもの健やかな育成</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市こども医療費支給条例 三次市こども医療費支給条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号	三次市こども医療費支給条例第4条第1項
②事務の内容	児童手当法第七条第一項(同法第十七条第一項(同法附則第二条第三項において準用する場合を含む。))及び同法附則第二条第三項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	三次市こども医療費支給条例第4条の規定による受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 40 条 項 1 号 イ	三次市こども医療費支給条例施行規則第4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		